

本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

本山町出会いのきっかけ支援事業委託業務

2 業務の目的

将来的に結婚を希望しながらも人との出会いや交流の機会が減少している若い世代に対し、地域資源を活用した交流イベント事業を実施することで、出会いの機会を創出することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から2026（令和8）年3月19日（木）まで

4 業務の概要

（1）業務内容

ア 交流イベントの企画調整・実施運営

イ 広報及び募集の実施

ウ その他、上記ア・イに表記する業務に関連した委託業務を遂行するために必要な業務

5 業務の詳細

以下（1）～（10）を踏まえた業務の企画調整・運営及びこれに付随する業務一式について、提案者の企画案及び本山町との協議に基づき実施するものとする。

（1）実施する交流イベントの概要

① 異性との出会いや交流の機会となるイベントを開催する。

※本山町のイベントや祭り、文化財、観光資源、施設等を最大限活用し、シティプロモーションとしても町の魅力を発信できるものとする。

※男女ペアまたはグループで自己紹介を行うとともに共同作業等で交流を図ること。

② 参加者同士が十分に交流でき、イベントが出会いのきっかけとなるようグループごとの共同作業や、レクリエーション等のプログラムを組み込むこと。

なお、屋外でのイベントの場合は、雨天時における対応も想定したプログラムにすること。

③ イベント参加者に対し、高知県が主催する社会人交流事業等の広報や「高知で恋しよ！！マッチング」のお試し登録を案内すること。

④ イベントが円滑、安全に進行するよう、運営監督責任者、司会進行者の他、参加者の交流をサポートするため、対人イベントを得意とし、円滑な交流を促せる人材、若しくはマッチングサポーター、イベントファシリテーター等を配置すること。

⑤ イベント当日の受付が滞りなく行えるよう、受付方法を工夫すること。なお、受付時に写真付きの本人確認書類等を提示させ、参加要件及び申込者本人であることを確

認すること。

(2) 実施回数、会場

交流イベントを業務委託期間内に1回以上開催すること。各イベントのテーマは異なるものとする。また、会場は本山町内とし、その手配を行うこと。

(3) 参加者の要件

- ・交流イベントの参加者は、20歳から39歳までの独身男女であること。
- ・男性は、本山町内在住であること。女性は、居住地を問わない。
- ・匿名（通称名含む）でなく実名での参加であること。（写真付きの本人確認書類等で確認すること。）
- ・本山町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年11月25日規則第3号）第2条第2項第5号イに規定する暴力団員、同条第2項第5号ウに規定する暴力団員等暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

(4) 募集定員

- ・1回の交流イベントにつき男女各15名以内とする。
- ・定員を超える参加申込があった場合は、抽選で参加者を決定すること。
- ・参加者が定員に満たない場合は参加者の確保に努めること。
- ・最少催行人数については本山町と協議のうえ決定すること。

(5) 開催時期

交流イベントは、土曜日または日曜日に1日で開催すること。開催時期やその曜日は、本山町と協議のうえ決定すること。

(6) 広報

- ① 広報等の案やスケジュールは事前に本山町と協議すること。
- ② 多くの方に本事業に参加してもらえるよう効果的な周知広報（チラシ・ポスターの作成WEB・SNS広告・申込サイトの開設等）を実施すること。
- ③ 広報の際には、本山町委託事業であることを明確に表示すること。
- ④ 募集チラシの内容、印刷枚数・配布方法は、本山町の規模を考慮し、実際の作成・配布時には、事前に本山町と協議すること。
- ⑤ 地元メディアも活用するなど、効果的な情報発信を行うこと。

(7) 対象経費、参加費について

- ① 委託料の対象経費は、委託事業に係る一切の費用（イベント企画、運営費、謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、人件費、借上料、保険料等）とし、備品購入費は対象としない。
- ② 通信費、交流イベント会場までの交通費は、参加者負担とする。
- ③ 参加者から徴収する参加費は3,500円以内とし、飲食代にすべて充当すること。ただし体験系イベントの体験料には充当してもよい。また、やむを得ない理由のない当日不参加を防ぐ策を設定すること。
- ④ アルコール類を伴う飲食は、提供しない（持参させない）こと。
- ⑤ 過度な演出等、社会通念に照らして適当でないと認められるものを実施しないこと。

(8) 参加者の募集及び問い合わせ対応等の事務

- ① 参加者の募集を行い、申込受付を行うこと。最終参加予定人数等を、本山町に報告すること。
- ② 参加者からの問い合わせは、丁寧に対応すること。

(9) アンケートの実施

- ① 事業終了後、参加者からアンケートを取ること。アンケートは任意回答とするが、多くの参加者から回答が得られるようWeb上で行う等、工夫すること。
- ② 参加者の結婚に対する意識調査、本事業に対する満足度調査を行うためのアンケートの作成、集計、分析を行い、結果を報告すること。なお、設問内容は、本山町と事前に協議すること。

(10) 実績報告書の提出

全交流イベント業務を完了したときは、速やかに実績報告書を作成し、次に掲げるものを業務委託期間内に提出すること。

① 実績報告書 1 部

報告書には、事業概要、広報、参加者名簿、アンケート集計結果、記録写真等のまとめ及び事業の効果や課題等の検証含め、業務委託費収入支出明細書を添付すること。

② 電子データ一式

報告書のデータをCD-ROM等の記憶媒体に収録したもの。

6 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の収集や利用及び管理は、「本山町個人情報の保護に関する法律施行条例」を踏まえこれを遵守すること。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本山町が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 個人情報の取扱者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供しないこと。
- (4) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。
- (5) 収集した個人情報は、契約終了後、確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- (6) 収集した個人情報において、漏えい、滅失、棄損等を生じた場合は、速やかに本山町に報告し、対処すること。

7 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本山町に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等を報告すること。

8 留意事項

- (1) 交流イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに本山町へ報告すること。
- (3) 当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (4) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。

9 雑則

下記の点に留意すること。

- (1) 委託業務を遂行するうえで必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (2) 業務の実施に際しては本山町の指示に従うこと。なお、企画の実行にあたっては、本山町と協議の上、内容を変更することがある。
- (3) スケジュールについては、本山町と調整すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化により本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、その都度本山町の指示を受けて処理すること。
- (5) 特別警報または暴風警報の発表等により本イベントの中止もしくは延期の指示を本山町から受けた場合は、これに従うこと。
- (6) 採用された企画及び成果物の著作権は、本山町に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (8) その他、仕様書に定めのない事項は、本山町及び受託者の協議により定めるものとする。